

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認・請求を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報、

その他必要な情報を取得活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めています。

この体制により、健康保険法の診療報酬算定に基づき以下の点数を算定します。

【医療情報取得加算】

初診時 1点

再診時 1点(3 ヶ月に1回)

【医療 DX 推進体制整備加算】

医療 DX 推進体制整備加算・・・初診時 11点

※ 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※ 公費負担医療制度を利用されている方は、各証明書の確認が必要となりますので、引き続き受付にてご提示ください。

※ 医療機関を受診する際は、健康保険証を毎回提示しなければならないとされております。

(健康保険法施行規則第 53 条等) マイナ保険証は受診の都度、同意をお願いいたします。

情報通信機器を用いた診療について

当院では、かかりつけ患者様を対象に情報通信機器を用いた診療を行っております。

情報通信機器を用いた診療（オンラインでの診療）の初診患者さん（初めての診察や、受診の間隔が空いた方）に対して向精神薬の処方はいたしません。

また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に安全管理が必要な薬品

（精神神経用剤、糖尿病用剤等）や、8 日分以上の処方もできません。